

議案第 5 0 号

白岡市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

白岡市個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年白岡市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第 1 2 項」を「第 2 条第 1 3 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 1 4 項」を「第 2 条第 1 5 項」に改める。

別表第 2 の 1 の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、「又は特例給付の支給」を削り、同表の 4 の項中

「
公的給付支給
登録簿関係情
って規則で定
の

「
公的給付支給等口座
登録簿関係情報であ
って規則で定めるも
の
を
「
等口座
報であ
めるも
」
戸籍法（昭和 2 2 年
法律第 2 2 4 号）に
よる記載事項に関す
る情報であって規則
で定めるもの
」
に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第 2 の 1 の項の改正規定（「又は特例給付の支給」を削る部分を除く。）及び同表の 4 の項の改正規定 公布の日
- (2) 別表第 2 の 1 の項の改正規定（「又は特例給付の支給」を削る部分

に限る。) 令和6年10月1日

令和6年8月29日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。